

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社および当社グループは、「古河電工グループ理念」に基づき、透明性・公平性を確保のうえ意思決定の迅速化など経営の効率化を進め、事業環境や市場の変化に機動的に対応して業績の向上に努めるとともに、内部統制体制の構築・強化およびその実効的な運用を通じて経営の健全性を維持し、もって持続的な業容の拡大・発展、企業価値の増大を図ることを基本とし、次の考え方に沿って、コーポレートガバナンスの充実に取り組んでまいります。

- (i) 株主の権利を尊重し、平等性を確保する。
- (ii) 株主を含むステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーと適切に協働する。
- (iii) 会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。
- (iv) 取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、独立社外取締役の役割を重視しつつ、客観的な立場からの業務執行監督機能の実効化を図る。
- (v) 中長期的な株主の利益と合致する投資方針を有する株主との間で建設的な対話を行う。

[古河電工グループ理念]

基本理念

世紀を超えて培ってきた素材力を核として、絶え間ない技術革新により、真に豊かで持続可能な社会の実現に貢献します。

経営理念

- 私たち古河電工グループは、人と地球の未来を見据えながら、
- ・公正と誠実を基本に、常に社会の期待と信頼に応え続けます。
 - ・お客様の満足のためにグループの知恵を結集し、お客様とともに成長します。
 - ・世界をリードする技術革新と、あらゆる企業活動における変革に絶えず挑戦します。
 - ・多様な人材を活かし、創造的で活力あふれる企業グループを目指します。

行動指針

1. 常に高い倫理観を持ち、公正、誠実に行動します。
2. あらゆる業務において革新、改革、改善に挑戦し続けます。
3. 現場・現物・現実を直視し、ものごとの本質を捉えます。
4. 主体的に考え、互いに協力して迅速に行動し、粘り強くやり遂げます。
5. 組織を超えて対話を重ね、高い目標に向けて相互研鑽に努めます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

[原則1 - 4]...政策保有株式

基本方針第2章第1節4「政策保有株式に関する方針」に従い、毎年、取締役会において、政策保有株式のうち全ての上場株式について保有の適否の検証を実施し、一部の株式については当社との関係性や協力関係等の観点から保有継続の判断をしています。保有に適さないと判断した株式については、縮減を図っていきます。

[原則4 - 11]...取締役会・監査役会の実効性を確保するための前提条件

基本方針第3章第3節2「取締役候補等の指名および解任に関する方針」に従い、現在の取締役会は、それぞれが役割・責務を果たすための能力、知識、経験等を備え、また海外での業務経験等も有する取締役を指名しており、国際性の面を含めた多様性も確保されたバランスの良い構成となっております。なお、能力、知識、経験等に加え、性別・国際性面の多様性から生まれる多角的な視点が当社グループの事業の推進やグローバル拡大、適切な監督や監査に資するとの認識に立ち、引き続きこれらの多様な人材の役員への登用を進めます。また、監査役の指名方針は、基本方針第3章第3節2「取締役候補等の指名および解任に関する方針」のとおりです。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

当社は、各原則の遵守に向けて検討を行った結果をまとめ「古河電気工業株式会社 コーポレートガバナンスに関する基本方針」を策定しています。なお、基本方針は、当社ホームページで公表されています (<http://www.furukawa.co.jp/company/governance.html>)。

第1章 株主の権利・平等性の確保

[原則1 - 4]...議決権行使基準

基本方針第2章第1節4「政策保有株式に関する方針」のとおりです。

[原則1 - 7]...関連当事者間の取引

基本方針第2章第1節5「関連当事者間の取引」のとおりです。

第2章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

[原則2 - 6]...企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮

基本方針第2章第2節5「企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮」のとおりです。

第3章 適切な情報開示と透明性の確保

【原則3 - 1】...情報開示の充実

(i) 経営理念、経営計画等

当社は本報告「II. 基本的な考え方」および基本方針第1章1のとおり「古河電工グループ理念」を定めています。また、中期経営計画についても定めており、当社ホームページ(<http://www.furukawa.co.jp/ir/management/feature.html>)において公表しています。

(ii) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は本報告「II. 基本的な考え方」および基本方針第1章2のとおりです。また、コーポレートガバナンスに関する基本方針は、上記のとおり当社ホームページで公表されています(<http://www.furukawa.co.jp/company/governance.html>)。

(iii) 取締役等の報酬決定に関する方針と手続

基本方針第3章第3節1「指名・報酬委員会の構成・役割」、同第3章第3節4「役員報酬に関する方針」のとおりです。また、本報告「II.1 [取締役関係] 任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性」および「補足説明」ならびに同「II.1 [取締役報酬関係] 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」にもその詳細を記載しています。

(iv) 取締役候補等の指名および経営陣の選解任に関する方針と手続

基本方針第3章第3節1「指名・報酬委員会の構成・役割」、同第3章第3節2「取締役候補等の指名および解任に関する方針」のとおりです。

(v) 個々の指名・選解任についての説明

基本方針第3章第3節2「取締役候補等の指名および解任に関する方針」において、取締役・監査役候補の指名および執行役員の選解任を行った場合は、個々の指名・選解任の理由を開示するものと定めています。

本項目のうち、新任の執行役員の選任理由については、2018年3月8日付当社公表資料「役員等の異動および新委嘱業務のお知らせ」(https://www.furukawa.co.jp/release/2018/kei_180308_01.pdf)において開示しており、取締役・監査役候補の指名理由については、2018年3月期にかかる定時株主総会の参考書類において開示しています(<http://www.furukawa.co.jp/ir/stock/meeting.html>)。

第4章 取締役会等の責務

【補充原則4 - 1 - 1】...取締役会等が意思決定すべき事項の範囲

基本方針第3章第2節2「取締役会等が意思決定すべき事項の範囲」のとおりです。

【原則4 - 9】...独立社外取締役の独立性判断基準および資質

基本方針第3章第6節2「独立社外役員」、同第3章第3節2「取締役候補等の指名および解任に関する方針」のとおりです。また、「社外役員の独立性基準」は、本報告「II.1 [独立役員関係] その他独立役員に関する事項」にも記載しています。

【補充原則4 - 11 - 1】...取締役会の構成

基本方針第3章第3節2「取締役候補等の指名および解任に関する方針」のとおりです。

【補充原則4 - 11 - 2】...適切な業務遂行に向けた取締役等の状況確保

基本方針第3章第3節2「取締役候補等の指名および解任に関する方針」のとおりです。取締役・監査役の上場会社の役員との兼任状況については、当社第196期事業報告および第196回定時株主総会参考書類に記載しています。

【補充原則4 - 11 - 3】...取締役会全体の実効性評価

基本方針第3章第2節1「取締役会の役割・責務」のとおりです。

なお、2017年度に実施した当社取締役会の実効性に関する評価結果の概要については、当社ホームページで公表しています(<http://www.furukawa.co.jp/company/governance.html>)。

【補充原則4 - 14 - 2】取締役・監査役のトレーニング方針の開示

基本方針第3章第3節1「指名・報酬委員会の構成・役割」、同第3章第8節「取締役・監査役のトレーニング」のとおりです。

第5章 株主との対話

【原則5 - 1】...株主との建設的な対話に関する方針

基本方針第4章1「株主との建設的な対話に関する方針」のとおりです。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

20%以上30%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	8,404,900	11.90
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	5,741,100	8.13
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	2,413,500	3.42
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	2,304,800	3.26
朝日生命保険相互会社	1,365,050	1.93
古河機械金属株式会社	1,329,045	1.88

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	1,257,600	1.78
THE BANK OF NEW YORK, NON-TREATY JASDEC ACCOUNT	1,127,210	1.60
富士電機株式会社	1,100,000	1.56
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 古河機械金属口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	1,091,900	1.55

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

1. 株式会社みずほ銀行については、同社が退職給付信託として信託設定した上記株式2,413,500株とは別に、同社が保有する株式が173株あります。また、朝日生命保険相互会社については、上記1,365,050株とは別に、同社が退職給付信託として信託設定した株式が1,050,000株あります。

2. 当社の株式について以下のとおり大量保有報告書および変更報告書が提出されていますが、上記[大株主の状況]は、2018年3月31日現在の株主名簿に基づいて記載しております。

・2016年4月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、2016年4月15日現在で以下のとおり株式を所有している旨の記載があります。

[提出者(大量保有者)の氏名または名称/保有株式数/保有割合]

野村證券株式会社/84,000株/0.01%

NOMURA INTERNATIONAL PLC/1,585,251/0.22%

野村アセットマネジメント株式会社/34,289,000株/4.85%

(注)2016年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しておりますが、上記の保有株式数は、株式併合前の株式数にて記載しております。

・2018年1月4日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、2017年12月25日現在で以下のとおり株式を所有している旨の記載があります。

[提出者(大量保有者)の氏名または名称/保有株式数/保有割合]

三井住友信託銀行株式会社/5,274,400株/7.46%

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社/139,400株/0.20%

日興アセットマネジメント株式会社/970,900株/1.37%

・2018年3月23日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、2018年3月15日現在で以下のとおり株式を所有している旨の記載があります。

[提出者(大量保有者)の氏名または名称/保有株式数/保有割合]

株式会社みずほ銀行/2,413,673株/3.42%

みずほ信託銀行株式会社/370,800株/0.52%

アセットマネジメントOne株式会社/3,561,999株/5.04%

アセットマネジメントOneインターナショナル(Asset Management One International Ltd.)/123,700株/0.18%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	非鉄金属
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	100社以上300社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 更新

当社子会社である古河電池株式会社および東京特殊電線株式会社は東京証券取引所に上場しております。当社では、これら上場子会社の経営の独立性を尊重する一方、コンプライアンスやリスク管理を含む経営全般の状況を把握し、適切な経営指導を実施しております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	12名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
藤田純孝	他の会社の出身者													
相馬信義	他の会社の出身者													
塚本修	その他													
寺谷達夫	他の会社の出身者													
中本晃	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、

「過去」に該当している場合は「」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、

「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

藤田純孝	藤田純孝氏は、2008年まで伊藤忠商事(株)の取締役副会長等を務めていました。当社グループと当社との間には、当社子会社が同社を代理店として当該子会社製品を海外顧客に販売する取引等がありますが、その取引総額は年額約24億円と少額です。	藤田純孝氏は、大手総合商社においてCFO(最高財務責任者)など経営の要職を務め、財務会計をはじめ企業経営に関する豊富な経験を有しているほか、コーポレートガバナンスに関する高度な知見を有しております。同氏は、当社の独立社外取締役として、取締役会において積極的な発言を行うとともに、指名・報酬委員会においては委員長としてサクセッション・プランや業績連動報酬を含む役員の人事・報酬の審議に携わり、また、幹事社外役員として社外役員会議の議長を務め当社経営課題に対する社外役員間での認識共有を図るなど、当社のコーポレートガバナンスの水準向上に大いに寄与されてきました。今後もコーポレートガバナンスの更なる強化やグループ・グローバル経営の一層の促進に貢献いただくことを期待できるとともに、取締役会の監督機能を確保するうえでも適任であると考え選任しています。同氏は、東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準、および「II」[独立役員関係]その他独立役員に関する事項」に記載の当社が定める独立性基準に照らし、独立性があると判断しています。
相馬信義	相馬信義氏は、2017年6月まで古河機械金属(株)の代表取締役会長を務めていました。同社グループと当社との間には、同社保有の賃貸物件を当社が賃借する取引および同子会社の非鉄金属製品を購入する取引関係があります。また、現在同社の社外取締役に当社相談役の吉田政雄氏が就任しています。このほか、同社は当社発行済株式の3.43%(同社が退職給付信託として信託設定した株式を含む)を保有し、当社は同社発行済株式の2.17%を保有しています。	相馬信義氏は、当社グループの事業に隣接した領域等で事業を営むメーカーの経営者としての豊富な知識・経験に基づき、取締役会や指名・報酬委員会において、グローバルな事業展開や人材育成のあり方等に関し有益な提言をされてきました。当社がグループ・グローバル経営の更なる強化を図るうえで、引き続き有益な助言・提言をいただくことが期待できることから、社外取締役として適任であると考え選任しています。
塚本修	塚本修氏は、当社との間で2010年10月に顧問契約を締結し、以降、当社は同氏から当社グループの事業分野に関する専門的な助言を受けていました。同氏が2013年6月に当社社外取締役に就任後も、引き続き当社は社外取締役としての報酬のほかに、同氏の専門領域に関する助言に対価を支払っています。その他、同氏が理事長を務める一般財団法人石炭エネルギーセンターに当社は賛助会員として加盟し、年会費等を支払っております。これまで同氏に支払った対価および今後支払う予定の対価の額ならびに同氏の所属する法人に支払った年会費等および今後支払う予定の年会費の額は、当社の独立性基準において定める金額未満です。	塚本修氏は、直接企業経営に携わった経験はありませんが、経済産業省において永年にわたり産業政策に関与してきた経験や幅広い知識に基づき、研究開発および新事業の方向性に関する提言や行政による助成措置に関する助言などをされてきました。当社グループが新技術の開発や新事業の育成へより注力するにあたり、今後もそうした助言・提言は極めて有益であることに加え、中期経営計画の進捗等に関する監督的役割が期待できるとともに、取締役会の監督機能を確保するうえでも適任であると考え選任しています。同氏は、東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準、および「II」[独立役員関係]その他独立役員に関する事項」に記載の当社が定める独立性基準に照らし、独立性があると判断しています。
寺谷達夫	寺谷達夫氏は、2012年までトヨタ自動車(株)に勤務していました。同社と当社との間には、自動車部品売買の取引関係があります。当社の社外取締役としての報酬のほかに、当社および当社子会社の古河AS(株)は、同氏から自動車部品事業等の専門領域に関する助言を受け、その対価を支払っています。	寺谷達夫氏は、直接企業経営に携わった経験はありませんが、永年にわたり大手自動車メーカーでカーエレクトロニクス関連の設計開発に従事されてきたことから、その経験に裏打ちされた高度な知見を有しております。当社グループが重点分野としている自動車関連事業の拡大・強化に関し、技術・市場・顧客動向の分析を踏まえた、有益な助言・提言をいただくことを期待できることから、社外取締役として適任であると考え選任しています。

中本晃	<p>中本晃氏は、現在(株)島津製作所の代表取締役会長を務めています。同社と当社との間には、当社が同社に対しケーブルの修理工事を行う取引等がありますが、これらの取引総額は年額約8百万円と少額です。</p>	<p>中本晃氏は、技術開発力に定評のある大手精密機器メーカーの代表取締役社長、会長を歴任し、経営者としての豊富な経験を有するとともにエンジニアとしての高度な知見も有しております。同じB to B企業であり、技術に立脚した事業の更なる展開を目指す当社グループの経営に関する有益な助言・提言を期待するとともに、中期経営計画の達成に向けて取締役会の経営陣に対する監督機能の更なる強化を図るうえでも適任であると考え選任しています。</p> <p>同氏は、東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準、および「111〔独立役員関係〕その他独立役員に関する事項」に記載の当社が定める独立性基準に照らし、独立性があると判断しています。</p>
-----	--	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	6	0	2	4	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	6	0	2	4	0	0	社外取締役

補足説明 更新

当社は「指名・報酬委員会」を設置しており、同委員会は指名委員会と報酬委員会の双方の機能を担っております。同委員会は、取締役等の人事や報酬等を審議することにより、これらの事項に関する客観性および透明性を確保して、コーポレートガバナンスの強化を図ることを目的とし、取締役会決議により取締役中より選任された5名以上の委員(過半数は社外取締役)で構成されるものとし、委員の互選により、原則として社外取締役の中から委員長を選定することとしています。本報告書提出日における同委員会の委員は、藤田純孝社外取締役(委員長)、相馬信義社外取締役、塚本修社外取締役、中本晃社外取締役、柴田光義取締役会長および小林敬一代表取締役社長の6名です。

- 同委員会における審議・決定事項は以下のとおりです。
- (1) 取締役会の諮問に基づき審議・答申する事項
 - ・株主総会に提出する取締役、監査役の選任・解任に関する議案の内容
 - ・代表取締役、取締役会長、取締役社長の選定・解職
 - ・執行役員の選任・解任
 - ・役付執行役員(執行役員副社長、執行役員専務、執行役員常務)の選定・解職
 - (2) 取締役会の委任に基づき審議・決定する事項
 - ・取締役、執行役員の評価
 - ・取締役、執行役員の報酬等に関する方針・制度
 - ・取締役、執行役員の個人別の報酬等の内容
 - ・株主総会に提出する取締役、監査役の報酬等に関する議案の内容
 - ・関係会社代表者の報酬等に関するガイドライン
 - ・取締役、執行役員の任期上限および退任後の取扱いに関する方針
 - ・特別顧問・名誉顧問の選任・解任、報酬に関する案の内容
 - ・経営陣のサクセッションプランの内容
 - (3) 取締役、監査役、執行役員のトレーニングの内容および方針についての審議・決定

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	6名
監査役の数	6名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

- (1) 監査役と会計監査人の連携状況
- 監査役は会計監査人から監査方針・計画についての聴取を行い、期中報告および期末報告について詳細な説明を受けることにより、会計監査人の監査の適法性及び監査結果の相当性について判断しております。また、随時、意見交換をすることにより法令変更等への対応を行うほか、会

計監査人が把握した課題については往査・ヒアリング等により改善状況についての調査を行っております。

(2)監査役と内部監査部門の連携状況

監査役は、内部監査部門である監査部から内部監査の状況を聴取するほか、日常的に意見交換を行うことにより会社の状況を的確に把握し、当社グループの経営の健全性の維持を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
藤田讓	他の会社の出身者													
塚本隆史	他の会社の出身者													
酒井邦彦	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藤田讓		<p>藤田讓氏は、2009年まで朝日生命保険相互会社の取締役会長を務めていました。同社と当社との間には、当社を借入先とする融資等の取引があります。当社は同氏が会長を務める公益社団法人ユニテッド・ワールド・カレッジ日本協会に法人会員として加入し、同会に年会費を支払っていますが、その額は僅少です。また、本年7月に同社社外監査役に当社取締役会長の柴田光義氏が就任しております。</p> <p>このほか、同社は当社発行済株式の3.42%(同社が退職給付信託として信託設定した株式を含む)を保有し、当社は同社の基金総額の3.17%に相当する金額を拠出しています。</p>	<p>藤田讓氏は、生命保険会社の取締役社長、同会長を歴任し、財務・会計をはじめ企業経営全般に関する豊富な知識・経験を有しております。加えて、当社社外監査役としての経験により、当社グループのコンプライアンス体制構築の経緯や事業運営に関する現状を熟知しているため、新事業や海外進出に伴い複雑化する当社の経営判断の適切性確保への貢献に加え、リスクマネジメントを含む内部統制体制の維持・改善に関する適切な指摘および意見を期待できることから、社外監査役として適任であると考え選任しています。</p> <p>同氏は、東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準、および「111【独立役員関係】その他独立役員に関する事項」に記載の当社が定める独立性基準に照らし、独立性があると判断しています。</p>

塚本隆史	<p>塚本隆史氏は、2014年3月まで(株)みずほフィナンシャルグループの取締役会長等を務めていました。</p> <p>なお、現(株)みずほ銀行(2013年7月に旧(株)みずほコーポレート銀行が旧(株)みずほ銀行を吸収合併し商号変更)と当社との間には、同社を借入先とする融資等の取引があります。</p> <p>このほか、同社は当社発行済株式の3.42%(同社が退職給付信託として信託設定した株式を含む)を保有しています。</p>	<p>塚本隆史氏は、金融機関の代表取締役および財務担当取締役などを歴任し、財務・会計を含めた企業経営全般に関する豊富な知識・経験を有しております。投資家とのエンゲージメントやリスクマネジメントなどをはじめとしたコーポレートガバナンスの在り方に加え、事業投資を含めた各種経営判断に関する適法性などについて、適切な指摘および意見を期待できることから、社外監査役として適任であると考え選任しています。</p> <p>同氏は、東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準、および「II1〔独立役員関係〕その他独立役員に関する事項」に記載の当社が定める独立性基準に照らし、独立性があると判断しています。</p>
酒井邦彦	該当事項なし。	<p>酒井邦彦氏は、直接企業経営に携わった経験はありませんが、海外を含めた法曹としての永年の経験により、コーポレートガバナンス、法務リスク管理およびコンプライアンスなどの分野に関する高い知見を有しており、経営の健全性維持のための適切な指摘および意見を期待できることから、社外監査役として適任であると考え選任しています。</p> <p>同氏は、東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準、および「II1〔独立役員関係〕その他独立役員に関する事項」に記載の当社が定める独立性基準に照らし、独立性があると判断しています。</p>

【独立役員関係】

独立役員の数	6名
--------	----

その他独立役員に関する事項

当社取締役会が定める「社外役員の独立性基準」(2015年5月11日制定、2017年5月10日改定)は、以下のとおりです。

< 社外役員の独立性基準 >

次に掲げる属性のいずれにも該当しない場合、当該社外取締役および社外監査役(候補者を含む)は、当社からの独立性を有し、一般株主と利益相反が生じる恐れがないものと判断する。

- (1)当社を主要な取引先とする者(当社に対して製品もしくはサービスを提供している者であって、その取引額が当該取引先の直近事業年度における年間総売上高の2%超に相当する金額となる取引先)またはその業務執行者
- (2)当社の主要な取引先(当社が製品もしくはサービスを提供している者であって、その取引額が当社の直近事業年度における年間総売上高の2%超に相当する金額となる取引先)またはその業務執行者
- (3)当社の主要な借入先(その借入額が当社の直近事業年度における総資産の2%超に相当する金額である借入先)である金融機関の業務執行者
- (4)当社から役員報酬以外に、コンサルタント、会計士、弁護士等の専門家として年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている個人、または年間1億円以上を得ている法人等に所属する者
- (5)上記(1)乃至(4)に過去3年以内に該当していた者
- (6)上記(1)乃至(5)に該当する者の二親等内の親族
- (7)その他株式会社東京証券取引所の定める独立性基準に抵触する者
 - (1)乃至(7)に該当しない場合であっても、当社子会社または取引先の子会社における取引高等を勘案して、独立性なしと判断する場合がある。

なお、当社は、独立役員の資格を充たす者をすべて独立役員に指定しています。また、社外取締役の員数の方針については、基本方針第3章第6節2「独立社外役員」のとおりです。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明

役員報酬体系は、基本報酬、短期業績連動報酬および中長期業績連動報酬から構成され、業績連動報酬の対象者の報酬総額に占める業績連動報酬の割合は、役員により異なるものの、概ね3割乃至5割となります。

- ・基本報酬：役位等に応じた一定額(固定額)を、毎月金銭で支給する。
- ・短期業績連動報酬：指名・報酬委員会において、個々の役員を対象に前事業年度における担当部門の事業計画達成度や施策の実施状況などを評価したうえで決定した額を、毎月金銭で支給する。
- ・中長期業績連動報酬：信託を用いた株式報酬制度をその内容とし、役位に応じて予め定められた数をポイントとして毎年付与され、対象期間(3

年間)毎に、一定の場合にはポイント数の減点調整がなされたうえでポイント数を確定、原則としてその退任時に、在任中に確定したポイント数に応じた当社株式等の支給を信託から受ける。

- なお、各報酬制度の対象者は次のとおりです。
- ・基本報酬：取締役、監査役ならびに取締役以外の執行役員およびシニア・フェロー
 - ・短期業績連動報酬および中長期業績連動報酬：社外取締役を除く取締役ならびに取締役以外の執行役員およびシニア・フェロー

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

事業報告および有価証券報告書において、取締役、監査役、社外取締役、社外監査役それぞれにかかる報酬総額のほか報酬等の種類別の総額を開示しております。なお、連結報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、個別報酬の開示はしていません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

(1)報酬の算定方法の決定方針
当社では、役員報酬等の決定に関する方針を以下のとおり定めております。

(役員報酬等の決定に関する方針)
役員報酬は、当社グループが企業価値を増大させ、事業活動を通じて社会に貢献しながら持続的に発展していくために、個々の役員がその持てる能力を遺憾なく発揮し、意欲的に職責を果たしていくことを可能ならしめる内容のものとする。

(2)2017年度にかかる取締役および監査役の報酬
・取締役(社外取締役を除く)8名に対する報酬等の総額:410百万円(うち基本報酬:270百万円、短期業績連動報酬:69百万円、中長期業績連動報酬:70百万円)
・監査役(社外監査役を除く)3名に対する報酬等の総額:92百万円
・社外取締役5名に対する報酬等の総額:73百万円
・社外監査役4名に対する報酬等の総額:34百万円

(注1)株主総会決議による取締役報酬限度額は年額600百万円(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まず)、監査役報酬限度額は年額130百万円です。

(注2)上記の支給人員および支給額には、2017年度に退任した取締役1名、監査役1名を含んでいます。

(注3)中長期業績連動報酬には、株式報酬制度のもと2017年度分として付与されたポイントに相当する株式数を、当期の報酬とみなして計上した額を記載しています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会の開催に際しては、社外取締役および社外監査役が極力出席できるよう日程調整を行っております。また、社外取締役および社外監査役が、議題に関する理解を深め、事前に検討したうえで取締役会に臨めるよう、会日の数日前に資料を配付(電磁的方法で閲覧に供する方法も含む)し、必要に応じて資料の内容などにつき事前に説明を受けられるようにしております。また、監査役会につきましても、社外監査役が極力出席できるよう日程調整を行うとともに、社外監査役が出席していない重要な会議の概要についても報告しております。

上記のほか、社外取締役が、常勤監査役に対し監査情報の提供を、会計監査人に対し会計監査情報の提供を、必要に応じ求めることができるようにしております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
日下部悦二	名誉顧問	なし	【勤務形態】非常勤 【報酬】無	1989/06/29	定めなし
石原廣司	特別顧問	経済団体活動、社会貢献活動等	【勤務形態】非常勤 【報酬】有	2008/06/26	2012/04/01～ 2019/06/30

吉田政雄	特別顧問	経済団体活動、社会貢献活動等	【勤務形態】常勤 【報酬】有	2012/03/31	2017/06/22～ 2022/06/30
------	------	----------------	----------------	------------	---------------------------

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 3名

その他の事項 更新

- 当社では代表取締役社長経験者は退任後、相談役に就任していましたが、コーポレートガバナンスのあるべき姿、透明性確保等の観点から、委員の過半数を社外取締役とする指名・報酬委員会にて審議の上、2018年7月1日をもって相談役制度を廃し、新たに特別顧問・名誉顧問制度を設けております。
- 特別顧問・名誉顧問は、原則経済団体活動や社会貢献活動に従事することを目的とし、当社および当社グループの経営に関与しません。
- 特別顧問が当社グループにとって重要な対外活動を担う場合には報酬を支払うことがあります。
現時点での特別顧問(2名)の報酬総額は年間34百万円です。
名誉顧問は無報酬です。
- 上記の「社長等退任日」には、当社の代表取締役社長の退任日を記載しております。
なお石原廣司氏は、代表取締役社長退任後、2008年6月26日付で代表取締役会長に、2012年4月1日付で取締役相談役に、同年6月26日付で相談役に就任しております。
また吉田政雄氏は、代表取締役社長退任後、2012年4月1日付で代表取締役会長に、2016年4月1日付で取締役会長に、2017年4月1日付で取締役に、同年6月22日付で相談役に就任しております。
- 上記の「任期」については、現役職(特別顧問は制度変更前の相談役期間を含む)の在任予定期間を記載しております。
特別顧問の任期は最大5年間を原則とし、活動実態並びに報酬については指名・報酬委員会へ定期的に報告することとしております。
また、特別顧問の任期終了後は名誉顧問に就任することとし、名誉顧問は任期の定めを設けておりません。
なお石原廣司氏については制度移行期間を設けており、2018年7月1日付で特別顧問とし、2019年7月1日付で名誉顧問となる予定です。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社の取締役会は12名で構成されており、内5名が社外取締役(独立役員3名を含む)となっております。また、監査役会は6名で構成されており内3名が社外監査役(3名全員が独立役員)となっております。当社の社外役員は、金融機関・商社・事業会社における豊富な経営経験あるいは法律・産業政策等の分野における専門性の高い知識・経験を有しており、取締役会においては、それらの経験に基づく多様な観点からの意見・指摘を尊重して意思決定等を行っております。

当社の取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図る責務を担うものとし、以下の事項の監督・決定等を行うこととしております。

- コーポレートガバナンスに関する事項の決定
- 経営戦略や経営計画等の策定および変更ならびにその遂行の監督
- 資本政策に関する事項の決定
- 経営陣(代表取締役を含む業務執行取締役および執行役員をいう。以下同じ。)の選解任およびこれらに対する報酬の決定(指名・報酬委員会へ委任する場合を含む。)()
- コンプライアンスや財務報告に係る内部統制およびリスク管理体制の整備に関する事項の決定およびその運用の監督
- 経営戦略等を踏まえた重要な業務執行の決定
- その他法令等で定められた事項

()指名・報酬委員会は、代表取締役を含む業務執行取締役および執行役員の選解任に関する審議および取締役会への答申ならびにこれらの方に対する報酬の決定等を行っております。詳細は、本報告「II1 [取締役関係] 任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性」および「補足説明」のとおりです。

当社では、迅速かつ果敢な業務執行事項の決定を促すべく、取締役会による業務執行の監督を含むコーポレートガバナンスが十分に機能していることを前提として、法令の範囲内において一定の業務執行事項の決定が経営陣に委ねられており、その委任の範囲については、重要性の度合いに応じ取締役会、経営会議等に関する付議・報告基準において具体的に定めております。

当社の業務執行は、取締役会の監督の下、最高責任者である社長がこれを指揮しております。当社グループの事業は、14の事業部門から構成されており、事業部門長が、所管関係会社の経営を含め、各事業の運営を指揮しております。また、関連性の強い複数の事業部門を統括し指揮・監督する者として、情報通信ソリューション統括部門長、エネルギーインフラ統括部門長および電装エレクトロニクス統括部門長を置いているほか、機能製品系の事業領域においては、社長の事業運営監督を補佐し統合的戦略立案などを担う者として、事業部門長を兼任しております。このほか、グループ全体のマーケティングおよび販売活動を展開する部門を管轄するグローバルマーケティングセールス部門長、グループ戦略機能や事業支援機能を担う本部部門を管轄する本部長を置いています。これらの者を業務執行責任者として、執行部内の意思決定機関である経営会議を構成しております。経営会議では、業務執行上の重要事項の審議・決定をしているほか、四半期毎に業務執行状況報告が行われ、業務執行責任者間の意思疎通を図り、統制のとれた業務執行がなされるようにしております。また、業務執行の状況は、3ヶ月に1度取締役会に報告されております。

取締役会による業務執行の監督と業務執行における内部統制体制整備にかかる取組みとを機能的に連携させるべく、取締役会の下に社長を委員長とするCSR・リスクマネジメント委員会を設置し、当社グループの事業戦略遂行上のリスク管理のほかコンプライアンスおよび内部統制体制の構築・強化に努めております。なお、内部統制の状況は、定期的に取締役会へ報告され、議論されております。監査部は、当社グループの内部監査を担っており、監査部が監査役と密に連携することにより、グループ全体の内部統制体制全般が適切かつ客観的に監査される体制を構築しております。

監査役の監査につきましては、監査役会において決定した監査方針・監査計画に基づきこれを実施するとともに、監査結果については、定期的に取締役会および社長に報告されております。定例監査役会は、原則として2ヶ月に1回開催され、必要に応じて臨時監査役会を開催することとしております。監査役は、当社および子会社の取締役・使用人に対し業務執行に関する事項について適宜報告を求めており、また、業務執行側も、監査役に対し、子会社も含めた内部統制の構築・運用状況、コンプライアンスの状況、リスク管理の状況等について適宜報告しております。さらに、常勤の監査役は、経営会議、CSR・リスクマネジメント委員会その他の重要な会議に出席するほか、稟議書をはじめとする重要な決裁書類の閲覧、社内各部門およびグループ各社の往査を行い、その内容および結果を監査役会に報告しております。また、内部監査部門である監査部が、経営諸活動の全般にわたる管理・運営制度および業務の執行状況を適法性と効率性の観点から監視・検証し、その結果に基づいて社内およびグループ各社に対し情報の提供および改善・合理化への助言・勧告等を行っております。加えて監査機能の充実のため、監査役、会計監査人、監査部が相互に連携し情報や意見を交換しているほか、監査役からの要請に基づき、経営陣からの独立性を保障された監査役補助使用人2名を置いております。

また、当社の会計監査人として、2018年6月22日開催の第196回定時株主総会において、新日本有限責任監査法人に代えて、新たに有限責任監査法人トーマツを会計監査人に選任しております。

また、当社は、社外取締役および社外監査役全員との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が定める額です。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役および監査役会が取締役会からの制度的な独立性を維持しつつ会計監査人および内部監査部門と連携を図ることにより、取締役の職務執行に対する監査の実効性が確保されるものと考え、現行のコーポレートガバナンス体制(監査役設置会社)を選択しております。また、取締役会の監督機能を補完するために、委員の過半数を社外取締役とする指名・報酬委員会を設置しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2018年6月22日開催の定時株主総会にかかる招集通知を、同年5月31日に発送しております。また、招集通知発送前の5月25日に、招集通知に記載する情報を東京証券取引所ウェブサイトおよび当社ホームページにおいて電子的に公表しております。
集中日を回避した株主総会の設定	2018年の定時株主総会を、同年6月22日に開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使制度を導入しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用による議決権行使制度を導入しております。
招集通知(要約)の英文での提供	東京証券取引所ウェブサイトおよび当社ホームページにおいて、招集通知等(日本語版・英語版)の掲載を行っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年1 - 2回、個人株主を対象にした説明会または工場見学会を実施しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期毎の決算内容について、年4回説明会またはテレカンファレンスを開催しております。 中期経営計画の進捗について、年1 - 2回説明会を開催しており、また主要事業の事業戦略等について、年1回説明会を開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	主に北米、欧州、アジア地域にて、年1回ロードショーを実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、決算説明プレゼンテーション、サステナビリティレポートおよびFinancial statements、株主通信等の決算に関する資料のほか、中期経営計画や株主総会招集通知等の各種資料を、随時当社ホームページ上に掲載しております。 なお、決算短信および決算説明プレゼンテーション資料は、発表当日に日本語版・英語版を同時掲載しております。また、当社ホームページ上において決算説明会の動画配信を実施しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	財務・調達本部長をIR担当役員とし、同本部IR・広報部をIR担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	古河電工グループCSR基本方針において、全てのステークホルダーとの健全で良好な関係を維持・向上させることを定め、各種規程において具体化しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	古河電工グループCSR基本方針の下、環境基本方針、社会貢献基本方針を定め、健全な企業活動を基礎として、社会・地球環境との調和のとれた事業活動、環境保全活動、社会貢献活動に取り組んでいます。この活動の内容は、毎年サステナビリティレポートとしてまとめ、当社のホームページ上に掲載しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	会社情報の適時開示に関する社内規程を制定し、適時・適切な情報開示を行うための体制を整備しております。

その他

当社グループは、「多様な人材を活かし、創造的で活力あふれる企業グループの実現」を経営理念に掲げており、ダイバーシティー&インクルージョン(多様性の確保と受容)の推進に注力しています。なお、当社経営陣には、外国人執行役員4名および女性執行役員1名が選任されています。

女性の活躍推進については、2005年度より次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、女性の就労環境整備とワーク・ライフバランス推進とに継続的に取り組んでおり、基準適合一般事業主としての認定実績を重ねています。また、2016年4月に施行された女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画も策定し、女性の活躍推進に関する取組みの実施状況等が優良な企業の認定「えるぼし」3段階目(最高評価)を取得しております。2017年度には、イクボス企業同盟への加盟や「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」行動宣言への賛同等経営のトップからの発信を強化、女性管理職の個別育成に取り組んだほか、男性向け育児パンフレットの作成や仕事と介護の両立セミナー開催等を行いました。これらの取組みが評価され、本年3月には女性活躍推進に優れた上場企業として、非鉄金属業界における「なでしこ銘柄」に選定されました。

今後も多様な人材の様々な視点から創出されるアイデアを統合していくことで、新たな企業価値を創造していきます。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社では、職務執行の効率性の維持・向上、法令遵守(コンプライアンス)、リスク管理、情報管理およびグループ会社管理を内部統制の目的と考へ、次のとおり内部統制システムを整備・構築し運用しております。

(1)職務執行の効率性

中期経営計画および単年度予算において達成すべき経営目標を具体的に定め、各業務執行責任者は、その達成に向けて職務を遂行し、達成状況を定期的に取締役会に報告しております。これらの達成状況は、報酬等において適正に反映されるものとしております。また、取締役会、経営会議、稟議等で意思決定すべき事項については詳細かつ具体的な付議・報告基準を定めるとともに、業務執行責任者および社内部門長の職務権限、職務分掌等についても、社内規程により明確化しており、組織変更等に応じて、常に見直しがなされる仕組みを構築しております。

(2)コンプライアンス体制

「古河電工グループ理念」、「古河電工グループCSR行動規範」を倫理法令遵守の基本とし、「コンプライアンスに関する規程」に基づき、社長が最高責任者となり、取締役会直下の組織であり社長を委員長とするCSR・リスクマネジメント委員会および総務・CSR本部を中心として、社内教育や法令違反の点検などのコンプライアンス活動を推進しております。さらに、各部門においては、部門リスク管理推進者を設置し、コンプライアンスを含めたリスク管理活動の効果的推進を図っております。特に、カルテル行為等の再発防止については、同業他社との接触や価格決定プロセスに関する統制を強化するとともに、定期的に外部専門家の助言を受ける等、監視を強化いたしました。また、内部通報制度を設けコンプライアンス違反の早期発見と是正を図るほか、内部監査部門である監査部が各部門の職務執行状況をモニタリングすることにより、コンプライアンス体制を含む内部統制システムが有効に機能しているかを検証し、これらの結果が経営層に報告される体制を築いております。

(3)リスク管理体制

「リスク管理・内部統制基本規程」においてリスク管理体制と管理方法について定めるとともに、CSR・リスクマネジメント委員会において、当社グループの事業運営上のリスク全般を把握し、その評価と管理方法の妥当性について検証する体制を整えております。同委員会は、各関係会社・社内部門におけるコンプライアンス、大規模災害、情報セキュリティ等主要なリスクを中心に対応を推進するとともに、各種リスクのうち、防災・事業継続マネジメント、品質管理、安全環境等重要性が高いと認識されるものについては、特別委員会を設置して、重点的に管理する体制を敷いております。これらの体制に加え、取締役会、経営会議、稟議等により重要な意思決定を行う際には、当該事案から予測されるリスク等を資料等に明示し、これらを認識したうえで判断することとしております。

(4)情報管理体制

取締役会、経営会議、稟議等の重要な意思決定に係る記録および書類は、法令および「文書保管規程」に基づき適切に管理・保存されております。また、上記以外の職務の執行にかかる各種情報についても、情報資産としての重要性和保護の必要性の観点から、統一的な基準を制定し情報管理体制を運用しております。

(5)グループ会社管理

「グループ経営管理規程」に基づき、グループ会社毎にこれを所管する責任者を定め、経営状況を把握するために必要な情報の定期報告を求め、経営指導を行うとともに、一定の事項については当社の承認を要するものとしています。また、中期経営計画および単年度予算はグループベースで作成し、子会社の達成すべき経営目標を具体的に定めております。子会社のリスク管理等については、総務・CSR本部が中心となり、リスク管理、内部統制、コンプライアンスに関する教育の実施や助言、指導を行う体制としております。また、子会社に対しコンプライアンス責任者の設置を義務づけるとともに、主要なグループ会社への非常勤役員の派遣のほか、当社監査役および監査部による監査等により、コンプライアンスやリスク管理等を含む経営全般のモニタリングを行っております。

(6)財務報告の適正性確保

「リスク管理・内部統制基本規程」に基づき、「古河電工グループ「財務報告に係わる内部統制の整備、評価」に関する基本方針」(J-SOX基本方針)を定めるとともに、内部統制システムの構築・整備・運営・モニタリングの体制と責任を明確にしております。また、金融商品取引法に定められた内部統制報告書の作成・提出については、J-SOX会議を設置して、重要事項を審議し、当社グループの財務報告にかかる信頼性の維持・向上に努めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1)基本的な考え方

「古河電工グループCSR行動規範」において、「反社会的勢力には毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断します」という基本的な考え方を示しております。

(2)整備状況

上述のとおり、「古河電工グループCSR行動規範」に基本的な考え方を謳い、全役職員に徹底していることに加え、対応統括部署を総務・CSR本部総務部と定め、東京都公安委員会による講習を修了した不当要求防止責任者を設置しております。また、当社は、社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会(特暴連)に加盟し、特暴連会報や特暴連ニュースによって情報収集を行っているほか、不当要求防止責任者が特暴連全体研修会、ブロック別研修会、ブロック別定例会にも参加し、最新情報の収集を行うとともに特暴連や近隣企業との連携を深めております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

該当事項なし

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(1) その他コーポレートガバナンス体制等に関する事項

当社グループは、コンプライアンスを「単に法令の遵守にとどまらず、社会の構成員としての企業および企業人に求められる価値観や倫理観に即した行動をとること」と定義し、コンプライアンス活動を推進してきました。具体的には、総務・CSR本部を置くとともに、その管轄下の組織としてCSR推進部を設置し、コンプライアンス、リスク管理、社会貢献など、CSRの観点からの企業活動全般にわたるモニタリングの充実ならびに活動の推進を図るとともに、万一の問題発生時の事実調査、再発防止策の策定、对外公表などにおいて、必要な措置を適切かつ迅速に行える体制を整えてまいりました。また、メーカーとしての物づくりの原点である品質管理につきましても、社長を委員長とする古河電工グループ品質管理委員会を設置し品質管理活動を推進している他、同じく社長を委員長とする古河電工グループ安全衛生委員会が安全に関する活動を推進しております。

当社グループでは、過去の光ファイバ・ケーブルや自動車用部品等のカルテル行為について、関係当局の調査を受け制裁金の支払いを命じる決定等を受けております。これを受け、2008年以降、社外有識者の意見も取り入れながら独占禁止法・競争法違反行為の根絶を図ってまいりました。今後も、同業他社との接触や価格決定に関する社内ルールの徹底など再発防止のための活動を継続するとともに、独占禁止法・競争法遵守にとどまらず、他の法領域においても、各国・地域における近時の法規制の強化に対応した国内外グループ会社役員への教育の充実や、内部監査部門によるモニタリングの強化といった活動をグループを挙げて展開し、コンプライアンスの徹底と信頼の回復に努めてまいります。

(2) 適時開示体制の概要

当社は、投資者に対し、当社および子会社の会社情報の適時適切な開示を行うための体制を整備することを目的とした「会社情報の適時開示に関する規程」を制定しており、これに従い、次のとおり会社情報を適時開示しております。

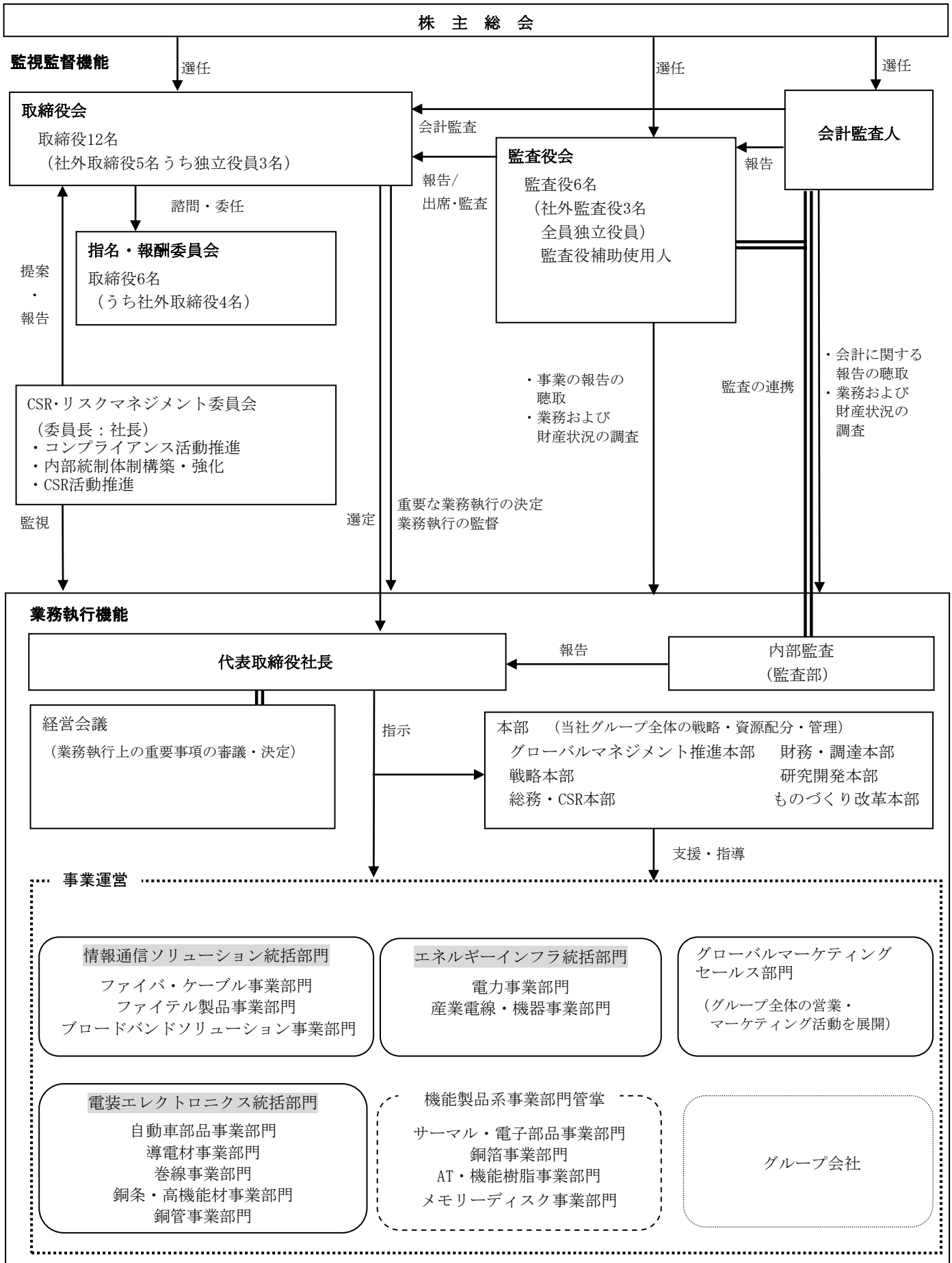
・開示責任者は財務・調達本部長とし、事務担当者は同本部IR・広報部長とします。

・金融商品取引所の定める適時開示に関する諸規則等に基づき、開示を要する事項に該当する可能性のある情報については、当該事項を所管する部門の長が、直ちにIR・広報部長にその内容を報告します。また、子会社の情報については、当該子会社の代表者が、直ちに当社の当該子会社を所管する部門の長にその内容を報告し、当該部門の長は、直ちにIR・広報部長にこれを報告します。

・上記の報告を受けたIR・広報部長は、必要に応じ総務・CSR本部法務部長と協議の上、当該情報について適時開示に関する諸規則等に照らして開示の要否を判断し、開示を要すると認めるときは、関係する本部長および社長の承認を得て、適時開示に関する諸規則等に従い、これを開示します。

上記の適時開示の流れは、「模式図(適時開示体制の概要)」のとおりです。

模式図（コーポレートガバナンス体制）



当社および子会社の会社情報の適時開示の流れ

